

ひたちなか市教育委員会会議録

平成26年 第7回 ひたちなか市教育委員会6月定例会 会議録						
平成26年6月2日		開会 午後2時00分		閉会 午後2時30分		
○場 所	那珂湊支所 第2会議室					
○出席委員	委員長 小田島 俊夫	委員長職務代理者 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委員 沓澤 久美子	教育長 木下 正善	
○欠席委員						
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠	
	教育次長			鈴木 幸男	出席	
	総務課長			岩崎 龍士	出席	
	参事（教育担当）			廣瀬 佳久	出席	
	参事兼指導課長			森井 榮治	出席	
	施設整備課係長			土屋 宗徳	出席	
	学務課長			石崎 聡一郎	出席	
	参事兼青少年課長			阿部 美代子	出席	
	那珂湊図書館長			高野 忠	出席	
	○事務局員	総務課長補佐兼係長			一木 宙	出席
		総務課主幹			黒澤 一彦	出席
総務課主事			小野寺 優	出席		
○議 事						
1 議案	議案第31号	ひたちなか市社会教育委員の委嘱について【公開】				
	議案第32号	ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【公開】				
	議案第33号	ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】				

平成26年第7回ひたちなか市
教育委員会6月定例会会議録（概要）

開会 14:00（那珂湊支所 第2会議室）

委員長 （あいさつ、開会の宣言）

議案第31号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱について

青少年課長 任期は委嘱の日から平成28年4月30日までとなります。委員12名のうち新任が6名、再任が6名となります。昨年度までは17名でしたが、組織改編により生涯学習の分野が市長部局に移管されたため、5名減となりました。活動は、社会教育に関して、独自に研究課題を設けて研究を行います。今まで行った研究としては、学童クラブの実態調査や小学生のインターネット利用の実態調査など、子どもの居場所に関することをテーマに活動を行ってきました。

【質疑、意見等】

委員長 今年度から社会教育委員の活動範囲はどのように変わるのですか。
青少年課長 青少年育成に関することについて、幅広く活動していきます。

（全委員から異議なしとの声あり）

* 議案第31号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱については、全員一致で承認されました。

議案第32号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

学務課長 5月定例会で審議されましたが、5月には決定していなかった市PTA連絡協議会の代表2名について、平成26年度市PTA総会後に推薦を頂きましたので、改めて運営委員会委員についての審議となります。

【質疑、意見等】

石田委員 那珂湊中学校が新校舎になりますが、その場合の給食はどうなりますか。
学務課長 那珂湊中学校内の給食室で調理をし、配食します。
石田委員 いつから給食が開始されますか。
学務課長 平成27年4月から開始予定です。
石田委員 そうしますと、那珂湊中学校は給食センター運営委員会から外れるのですか。
学務課長 給食センターから配食されなくなるため、運営委員会から外れます。

(全委員から異議なしとの声あり)

- * 議案第32号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、全員一致で承認されました。

議案第33号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について

学務課長 幼児教育に係る保護者負担の軽減と幼児教育の振興を目標として、国の補助を受けて幼稚園就園奨励費を実施していますが、国が定める幼稚園就園奨励費の国庫補助限度額が改正されました。それに伴い、同規則で定めている市立幼稚園授業料の補助限度額を変更します。

今回改定された国の基準ですが、生活保護を受けている世帯については、改正前は第1子から第3子で補助限度額が異なっていましたが、今回の改正で一律79,000円となりました。

また生活保護世帯や市町村民税が非課税になる世帯等以外に関しては、第3子以降のみが補助の対象でしたが、第2子からも年額60,000円の減免となります。

兄や姉が小学校の1～3年に就学している場合についても、条件や補助限度額が改定され、

- ①生活保護を受けている世帯では、一律79,000円。
- ②市町村民税が非課税、市町村民税の所得割が非課税となる世帯については、第2子の場合は50,000円、第3子以降は79,000円。
- ③市町村民税や市町村民税の所得割が非課税とならない世帯は、第2子に40,000円、第3子以降は79,000円。

となりました。

当市では、同一世帯から1人及び2人以上就園中の場合の第1子に対しては、市民税の所得割が課税となる世帯を除き、一律40,000円が限度額でしたが、生活保護世帯の限度額を69,600円に改定します。

市民税の所得割が課税となる世帯については、3人以上が就園している場合の第3子以降の子にのみ減免となっていました。2人以上が就園している場合の第2子にも、60,000円の限度額を設定しました。

小学校1～3年生の兄・姉が居る場合については、市民税の所得割が課税となる世帯を除き、一律69,600円の限度額に改定しました。

また、市民税の所得割が課税となる世帯に対しては、第2子以降から69,600円の補助でしたが、第1子に対しても60,000円の限度額を設定しました。

【質疑、意見等】

委員 長 国の限度額が79,000円であるのに、69,600円にしたのはなぜですか。

学務課長 国の限度額は79,000円ですが、当市が保護者から徴収している授業料が、年間69,600円ですので、上限を年間の授業料に合わせています。

委員 長 そうしますと、69,600円補助となる方は、授業料全額が減免となるのですね。

学務課長 はい。全額減免となります。

(全委員から異議なしとの声あり)

- * 議案第33号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で承認されました。

委員 長 (あいさつ、閉会の宣言)

閉会 14:30

平成26年第7回ひたちなか市
教育委員会6月定例会会議録（概要）

開会 14:00（那珂湊支所 第2会議室）

委員長 （あいさつ、開会の宣言）

議案第31号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱について

青少年課長 任期は委嘱の日から平成28年4月30日までとなります。委員12名のうち新任が6名、再任が6名となります。昨年度までは17名でしたが、組織改編により生涯学習の分野が市長部局に移管されたため、5名減となりました。活動は、社会教育に関して、独自に研究課題を設けて研究を行います。今まで行った研究としては、学童クラブの実態調査や小学生のインターネット利用の実態調査など、子どもの居場所に関することをテーマに活動を行ってきました。

【質疑、意見等】

委員長 今年度から社会教育委員の活動範囲はどのように変わるのですか。
青少年課長 青少年育成に関することについて、幅広く活動していきます。

（全委員から異議なしとの声あり）

* 議案第31号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱については、全員一致で承認されました。

議案第32号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

学務課長 5月定例会で審議されましたが、5月には決定していなかった市PTA連絡協議会の代表2名について、平成26年度市PTA総会後に推薦を頂きましたので、改めて運営委員会委員についての審議となります。

【質疑、意見等】

石田委員 那珂湊中学校が新校舎になりますが、その場合の給食はどうなりますか。
学務課長 那珂湊中学校内の給食室で調理をし、配食します。
石田委員 いつから給食が開始されますか。
学務課長 平成27年4月から開始予定です。
石田委員 そうしますと、那珂湊中学校は給食センター運営委員会から外れるのですか。
学務課長 給食センターから配食されなくなるため、運営委員会から外れます。

(全委員から異議なしとの声あり)

- * 議案第32号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、全員一致で承認されました。

議案第33号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について

学務課長 幼児教育に係る保護者負担の軽減と幼児教育の振興を目標として、国の補助を受けて幼稚園就園奨励費を実施していますが、国が定める幼稚園就園奨励費の国庫補助限度額が改正されました。それに伴い、同規則で定めている市立幼稚園授業料の補助限度額を変更します。

今回改定された国の基準ですが、生活保護を受けている世帯については、改正前は第1子から第3子で補助限度額が異なっていましたが、今回の改正で一律79,000円となりました。

また生活保護世帯や市町村民税が非課税になる世帯等以外に関しては、第3子以降のみが補助の対象でしたが、第2子からも年額60,000円の減免となります。

兄や姉が小学校の1～3年に就学している場合についても、条件や補助限度額が改定され、

- ①生活保護を受けている世帯では、一律79,000円。
- ②市町村民税が非課税、市町村民税の所得割が非課税となる世帯については、第2子の場合は50,000円、第3子以降は79,000円。
- ③市町村民税や市町村民税の所得割が非課税とならない世帯は、第2子に40,000円、第3子以降は79,000円。

となりました。

当市では、同一世帯から1人及び2人以上就園中の場合の第1子に対しては、市民税の所得割が課税となる世帯を除き、一律40,000円が限度額でしたが、生活保護世帯の限度額を69,600円に改定します。

市民税の所得割が課税となる世帯については、3人以上が就園している場合の第3子以降の子にのみ減免となっていました。2人以上が就園している場合の第2子にも、60,000円の限度額を設定しました。

小学校1～3年生の兄・姉が居る場合については、市民税の所得割が課税となる世帯を除き、一律69,600円の限度額に改定しました。

また、市民税の所得割が課税となる世帯に対しては、第2子以降から69,600円の補助でしたが、第1子に対しても60,000円の限度額を設定しました。

【質疑，意見等】

委員 長 国の限度額が79,000円であるのに，69,600円にしたのはなぜですか。

学務課長 国の限度額は79,000円ですが，当市が保護者から徴収している授業料が，年間69,600円ですので，上限を年間の授業料に合わせています。

委員 長 そうしますと，69,600円補助となる方は，授業料全額が減免となるのですね。

学務課長 はい。全額減免となります。

(全委員から異議なしとの声あり)

- * 議案第33号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定については，全員一致で承認されました。

委員 長 (あいさつ，閉会の宣言)

閉会 14:30